

## 告 示

### 埼玉県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画道路三・三・二号国道十六号バイパス

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

##### イ 追加する土地の区域

春日部市大字増戸字天神原、さいたま市岩槻区大字長官字水保上の各一部

##### ロ 削除する土地の区域

なし

#### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部都市計画課、さいたま市都市局都市計画部都市計画課、さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課、さいたま市岩槻区役所総務課

#### 四 縦覧期間

平成三十年二月十三日から平成三十年二月二十七日まで